電子納付を利用すれば，法務局に出向くことなく，供託申請が可能です！

☞ 郵送申請＋電子納付（初回の場合）

【執行供託】

① 供託書（OCR用紙）～折り曲げないようお願いします

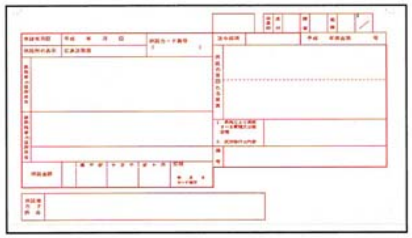

②返信用封筒（小）
※受理決定通知書送付

③返信用封筒（大）
※正本及び次回OCR用紙送付

（登記されている法人の場合）
④資格証明書
※作成後3か月以内のもの

代表者事項証明書
又は
履歴(現在)事項全部証明書

⑤郵送申請メモ

供託者氏名　○○○○
連絡先　○○－○○○－○○○○
電子納付（ATM）を利用します。

※代理人により申請する場合は，委任状が必要です。

供託所（法務局）

①ｽﾃｯﾌﾟ1 郵送申請

②「供託受理決定通知書」送付

供託受理決定通知書
①収納機関番号
②納付番号（お客様番号）
③確認番号　　など

ATM等に入力する。

④「供託書正本」等の送付　※供託金納付後

供託書正本
①次回OCR用紙
②供託カード（交付）※2回目以降に使用します。
③資格証明書（返却）

供託者（お客様）

③ｽﾃｯﾌﾟ2 供託金納付

インターネットバンキング又はゆうちょ銀行などのペイジー対応のATMで供託金を納付
※必ず，納付期限までに入金してください。

銀行

⑤ｽﾃｯﾌﾟ3 正本提出

事情届とともに供託書正本を提出
※事情届に関しては裁判所にお問い合わせください。

裁判所

❖ご不明な点は，旭川地方法務局供託課までお問い合わせください。❖

〒078－8502　旭川市宮前1条3丁目3番15号　旭川地方法務局供託課　☎0166－38－1167

電子納付を利用すれば，法務局に出向くことなく，供託申請が可能です！

☞ 郵送申請＋電子納付（2回目以降の場合）

【執行供託】（供託カード使用）

① 供託書（OCR用紙）～折り曲げないようお願いします

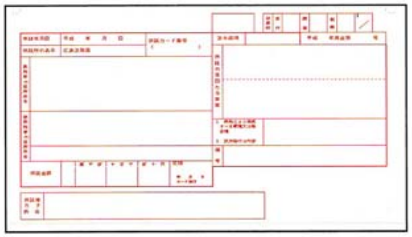

② 供託カード

③返信用封筒（小）
※受理決定通知書送付

④返信用封筒（大）
※正本及び次回OCR用紙送付

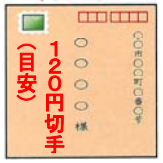

（登記されている法人の場合）
⑤資格証明書
※作成後3か月以内のもの

代表者事項証明書

又は

履歴(現在)事項全部証明書

⑥郵送申請メモ

供託者氏名　○○○○
連絡先　○○－○○○－○○○○

電子納付（ATM）を利用します。

※代理人により申請する場合は，委任状が必要です。

供託所
（法務局）

①ｽﾃｯﾌﾟ1 郵送申請

②「供託受理決定通知書」送付

供託受理
決定通知書
①収納機関番号
②納付番号（お客様番号）
③確認番号　　など

ATM等に
入力する。

④「供託書正本」等の送付　※供託金納付後

供託書正本
①次回OCR用紙
②供託カード（返却）
③資格証明書（返却）

供託者
（お客様）

③ｽﾃｯﾌﾟ2 供託金納付

銀行

インターネットバンキング又はゆうちょ銀行などのペイジー対応のATMで供託金を納付
※必ず，納付期限までに入金してください。

⑤ｽﾃｯﾌﾟ3 正本提出

事情届とともに供託書正本を提出
※事情届に関しては裁判所にお問い合わせください。

裁判所

❖ご不明な点は，旭川地方法務局供託課までお問い合わせください。❖

〒078－8502　旭川市宮前1条3丁目3番15号　旭川地方法務局供託課　☎0166－38－1167